

保護者様

福島東高等学校長

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について

昨日の9月21日（火）に開催されました福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり、福島市及び郡山市については令和3年9月23日（木）をもって「まん延防止等重点措置」を解除し、9月24日（金）から感染拡大防止のための基本対策がとられることとなりました。

これを受けて、県教育委員会から、学校の行動基準における対応を、県北地区及び県南地区（郡山市、須賀川市、鏡石町及び三春町）の県立学校については、令和3年9月24日（金）から“レベル2”へ移行するとともに、10月3日（日）までは移行期間とし、その上で10月4日（月）からは“レベル1”へ移行するが、気を緩めることなく引き続き感染症対策を徹底するよう通知がありました。

そのため、本校では、下記のとおり、今後も適切な感染症対策を行った上で学習活動を実施してまいりますので、保護者の皆様におかれましても、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

## 記

- 1 令和3年9月24日（金）～10月3日（日）の対応について
  - (1) 感染リスクの高い学習活動（長時間、近距離での対面及び大声で話す活動等）については、部活動を含め可能な限り感染症対策を行った上で、徐々に実施します。
  - (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止します。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とします。
  - (3) 練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で、感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）や、都道府県をまたぐ往来は控え、感染リスクの低い活動から徐々に実施します。
  - (4) 登校前の検温、健康観察を徹底し、生徒本人あるいは生徒等の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合には、登校を控え、症状のある方は速やかに医療機関等を受診してください。出席停止の措置をとりますので、その旨を学校に御連絡ください。
  - (5) 感染拡大地域や都道府県をまたぐ不要不急の往来は控えます。ただし、全国大会や進路に係る活動などやむを得ない事情により往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底します。
- 2 令和3年10月4日（月）以降の対応について
  - (1) 感染リスクの高い学習活動（長時間、近距離での対面及び大声で話す活動等）については、部活動を含め可能な限り感染症対策を行った上で実施します。
  - (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征、練習試合、合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能とします。ただし、実施に当たっては（3）に留意しての実施とします。
  - (3) 感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）や、都道府県をまたぐ不要不急の往来を控えます。ただし、学校行事等については①～③のとおりとします。
    - ① 修学旅行は、その教育的意義に鑑み、感染拡大地域を除き、都道府県をまたぐ往来を可能とします。
    - ② 全国大会や進路に係る活動などやむを得ない事情による場合は、感染拡大地域を含め、都道府県をまたぐ往来を可能とするが、往来後2週間の健康観察を徹底します。
    - ③ 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征、練習試合、合同練習会等は、感染拡大地域や都道府県をまたぐ往来は控え、感染拡大地域を除く県内で実施します。
  - (4) 登校前の検温、健康観察を徹底し、生徒本人に発熱や風邪の症状が見られる場合には、登校を控え自宅で休養してください。出席停止の措置をとりますので、その旨を学校に御連絡ください。また、必要に応じて、かかりつけ医、発熱外来、受診・相談センターに御相談ください。
- 3 その他
  - (1) 感染拡大地域から帰省・移動した家族や友人とやむを得ず一緒に過ごす場合や、同居する家族等に濃厚接触者がいる場合には、家庭内においてもマスクの着用などの感染症対策をしてください。
  - (2) 生徒本人あるいは同居者が、新型コロナウイルスに感染していると診断を受けた場合、濃厚接触者と特定された場合、PCR検査を受けることになった場合には、必ず学校に御連絡ください。
  - (3) 今後の感染状況の変化により対応が変わる場合には、本校ホームページ、39メールでお知らせいたしますので御確認ください。
  - (4) 御不明な点がございましたら、教頭までお問い合わせください。